○金融庁財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁法務省財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

金融庁長官　井藤　英樹
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
名称	所在地
［略］	
ディーズィー　プライベート　バンク　エスエー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ストラッサン　ルート　トーマス　エディソン四
［略］	
インテサ　サンパオロ　バンク　ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　プランス　アンリ　十九―二十一

改正前	
名称	所在地
［同上］	
ディーズィー　プライベート　バンク　エスエー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルート　トーマス　エディソン四
［同上］	
インテサ　サンパオロ　バンク　ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　プランス　アンリ　十九―二十一
エイチエスビーシー　インスティテューショナル　トラスト　サービシーズ（バミューダ）リミテッド	英国領バミューダ諸島　ハミルトン市　フロント　ストリート　三十七
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第百二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

横浜地方法務局所属　　馬場　純夫

○外務省告示第二百五十一号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和七年七月一日に効力を生ずる。ただし、第二十六規則の修正は、同日以後の国際出願日を有する国際出願について適用する。

（令和六年十二月三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

令和七年六月三十日

外務大臣　岩屋　毅

一　3の3(a)(i)中「基づき」の次に「当該国際出願が国際公開される言語による当該」を加える。

二　26.2.1の89の(a)中「ただし、いずれの受理官庁も紙形式によつて国際出願をすることを認めるものとする。」を削り、89の(d)の次に2.1の(d)の2)及び2.1の(d)の3)として次のように加える。

(d)の2)　(d)の規定に基づく通知を行つた国内官庁又は政府間機関であつて国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によつて行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、この(d)の2)の規定に基づいて行う通知を公報に掲載する。

○国税庁告示第十四号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項の規定に基づき、同法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者（国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第二条第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条に規定する税理士登録に係る、登録免許税法（明治二十九年法律第二十七号）第二条及び同法別表第一に掲げる三十二（七）の登録免許税）をデジタル庁が提供する「国家資格等情報連携・活用システム」を利用して納付する場合の当該納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第三十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和七年六月三十日から適用する。

令和七年六月三十日

国税庁長官　奥　達雄

名称	所在地	指定をした日
株式会社　ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和七年六月三十日

○文部科学省告示第五十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の二第一項の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

一　3の3(a)(i)中「基づき」の次に「当該国際出願が国際公開される言語による当該」を加える。

二　26.2.1の89の(a)中「ただし、いずれの受理官庁も紙形式によつて国際出願をすることを認めるものとする。」を削り、89の(d)の次に2.1の(d)の2)及び2.1の(d)の3)として次のように加える。

(d)の2)　(d)の規定に基づく通知を行つた国内官庁又は政府間機関であつて国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によつて行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、この(d)の2)の規定に基づいて行う通知を公報に掲載する。

三　26.2.2の89の(d)の2)中「準用する。」の次に「ただし、国内官庁又は政府間機関が2.1の(d)の2)の規定に基づく通知を行つた場合には、紙形式によつて提出された当該書類又は当該通信であつて、対応する求めの日から二箇月の期間内に電子的手段によつて再提出されないものは、無視される。」を加える。

四　92.2(e)中「英語又はフランス語」を「英語、フランス語その他実施細則によつて認められる国際公開の言語」に改める。